

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">秋田県簡易型 I C T 活用モデル工事試行要綱 (令和2年9月10日技管-301)</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（モデル工事の対象工種）</p> <p>第5条 モデル工事の対象となる工種は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ～ (2)（略）</p> <p><u>(3) 構造物工（橋脚・橋台）</u></p> <p><u>(4) 擁壁工</u></p> <p><u>(5) 基礎工</u></p> <p>第6条 ～ 第11条（略）</p> <p>（工事費の積算）</p> <p>第12条 発注者は、当初発注時は土木工事標準積算基準書（秋田県）の従来施工の基準に基づく積算により発注するものとする。</p> <p>2 発注者は、前条第1項第1号の協議結果に基づいて受注者が I C T 施工技術の活用を行った項目については、各段階を設計変更の対象とし、<u>対象工種毎の</u>「秋田県 I C T 活用モデル工事実施要領（積算編）」に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>第13条 ～ 第14条（略）</p> <p>（その他）</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、モデル工事に関し必要な事項は、次に掲げるものを適用する。</p> <p>(1) <u>対象工種毎の「秋田県 I C T 活用モデル工事実施要領（実施編）」</u></p> <p>(2) <u>対象工種毎の「秋田県 I C T 活用モデル工事実施要領（積算編）」</u></p> <p>2 ただし、次に掲げるものは適用しない。</p> <p>(1) <u>土工及び舗装工については、</u>前項第1号のうち、「1-1」、「1-3」及び「4-3」</p> <p>(2) <u>構造物工（橋脚・橋台）、擁壁工、及び基礎工については、</u>前項第2号のうち、「1-1」、「1-2」及び「4-3」</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年9月9日技管-333 一部改正） この要綱は、令和3年10月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">秋田県簡易型 I C T 活用モデル工事試行要綱 (令和2年9月10日技管-301)</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（モデル工事の対象工種）</p> <p>第5条 モデル工事の対象となる工種は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ～ (2)（略）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第6条 ～ 第11条（略）</p> <p>（工事費の積算）</p> <p>第12条 発注者は、当初発注時は土木工事標準積算基準書（秋田県）の従来施工の基準に基づく積算により発注するものとする。</p> <p>2 発注者は、前条第1項第1号の協議結果に基づいて受注者が I C T 施工技術の活用を行った項目については、各段階を設計変更の対象とし、_____「秋田県 I C T 活用モデル工事 <u>（土工）</u> 実施要領（積算編）」に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>第13条 ～ 第14条（略）</p> <p>（その他）</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、モデル工事に関し必要な事項は、次に掲げるものを適用する。</p> <p>(1) _____秋田県 I C T 活用モデル工事 <u>（土工）</u> 実施要領（実施編） _____</p> <p>(2) _____秋田県 I C T 活用モデル工事 <u>（土工）</u> 実施要領（積算編） _____</p> <p><u>(3) 秋田県 I C T 活用モデル工事（舗装工）実施要領（実施編）</u></p> <p><u>(4) 秋田県 I C T 活用モデル工事（舗装工）実施要領（積算編）</u></p> <p>2 ただし、次に掲げるものは適用しない。</p> <p>(1) _____前項第1号のうち、「1-1 <u>概要</u>」、「1-3 <u>I C T 活用モデル工事における土工</u>」及び「4-3 <u>工事費の積算</u>」</p> <p>(2) _____前項第3号のうち、「1-1 <u>概要</u>」、「1-3 <u>I C T 活用モデル工事における舗装工</u>」及び「4-3 <u>工事費の積算</u>」</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年9月9日技管-333 一部改正） この要綱は、令和3年10月1日から施行する。</p>

改正後（新）

改正前（旧）

附 則 （令和4年3月1日技管－693 一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月3日技管－1120 一部改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年3月8日技管－851 一部改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月1日技管－693 一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月3日技管－1120 一部改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

---

---